



アルバイトを辞めたいのに、辞めさせてもらえない？

アルバイトをしているAさん

来月アルバイトを辞めたいです。

店長

辞めたいなら、代わりの人を連れてきてね。

代わりが見つからなくて辞められない、どうしよう…。

ちょっと待って！

アルバイトを辞めるとき、代わりの人を見つけるのは義務ではありません！

▶アルバイトを辞職するとき（自分からアルバイトを辞めること）

① 労働条件を確認する

まずは、**雇用契約書・労働条件通知書・就業規則**を確認しましょう。辞職するための手順が記載されていることがあります。これらの書面が手元にない場合は、アルバイト先に確認しましょう。

② 辞職の意思を伝える

アルバイト先と話し合っ、**辞めることを承諾された場合**には、いつでも辞めることができます（これを「合意解約」といいます。）。急に辞めるとアルバイト先が困ることもあるので、余裕をもって事前にアルバイト先に相談し、よく話し合ってください。

③ 辞めることを認めてもらえない場合

アルバイトの契約は、**契約期間の定め**があることがほとんどです。

契約期間が定められている場合、原則として、自由に辞めることはできません。

契約期間が終わる前（「満了前」）に辞職することは「契約違反」となり、損害賠償責任が生じるからです。

ただし、①**契約期間満了前**でも、原則として、**契約期間が1年を超えて定められ、実際に働いている期間が1年を超えている場合**、または②「**やむを得ない事由**」（※1）がある場合には、辞めることができます。

※1 やむを得ない事由とは？

- ・大怪我や重い病気で働くことができなくなった場合
- ・家族の引っ越しで働くことができなくなる場合 など

アルバイト先から、急に「クビにするから、明日から来なくていいよ」と言われたときは？

▶アルバイトを解雇されそうになったら（一方的に辞めさせられること）

アルバイト先の都合で自由に辞めさせることはできません！

契約期間が定められている場合、**やむを得ない事由（※2）**がなければ、契約期間が満了するまでの間において（※3）、辞めさせることはできません。

また、理由があって解雇させることができる場合でも、「明日から来なくていい」など、突然に辞めさせることはできません！アルバイト先がアルバイトを辞めさせる場合には、次のいずれかの手続が必要になります。

- 解雇の日の少なくとも**30日前までに解雇の予告**をする必要があります。
- 解雇の予告を行わない場合は、解雇と同時に**30日以上**の平均賃金（「**解雇予告手当**」）を支払う必要があります。

※2 やむを得ない事由とは？

- ・大怪我や重い病気で働くことができなくなった場合
- ・アルバイト先に対し、悪質な迷惑行為をした場合
- ・災害・経済的な事情によりアルバイト先の事業の運営が難しくなった場合 など

※3 雇い止め（契約期間が満了した場合に、契約を更新せずに終了させること）の場合には、解雇の予告などの手続は必要ありません。

相談窓口

総合労働相談コーナー



アルバイトをして困った場合は、全国の労働局や労働基準監督署などにある「総合労働相談コーナー」に相談しましょう。全国の総合労働相談コーナーの連絡先は下記の厚生労働省のホームページをご確認ください。

[総合労働相談コーナーのご案内（厚生労働省）](#)

労働条件相談「ほっとライン」



労働条件等の問題について、専門知識を持つ相談員が、フリーダイヤルの電話で相談を受け付けています。

電話番号 0120-811-610

[労働条件相談「ほっとライン」（厚生労働省）](#)

担当：小林 美智、森 琢真、岩並 野乃佳、金 伽耶、中矢 仁武

森・濱田松本法律事務所